

●論壇

定期金賠償の課題

加藤 一郎*

Periodic Payment for Traffic Victims

Ichiro KATO*

交通事故の被害者に対する損害賠償については、わが国では一時払いが行なわれている。治療費や慰謝料はそれでよいが、後遺症や死亡による将来の収入減については、定期金払いの方が自然である。つまり、負傷をした人が、その後遺症のため転職して収入が毎月5万円へったとすれば、毎月5万円を賠償していけばよい。また、一家の支柱である月収30万円の父が死亡したときには、父自身の生活費（例えば月収の $\frac{1}{3}$ として9万円）を控除した残額（21万円）を遺族である母と子に払えば、その遺族は前と同程度の生活ができるはずである。それが、いまのところでは、年収に稼働年数（ふつうは67歳まで働けるものとして、いま50歳ならあと17年ある）を掛けた総額から、中間利息を新ホフマン式か、ライプニッツ式で差し引いて、一時金としての現在額を出し、それを責任保険などから払っているのである。

一時払いには、たしかにそれなりの利点がある。一時金を元手にして新しい仕事を始めることもできるし、あとくされがない。一時金を受け取ってしまったら、加害者が倒産して不払いになるというようなことも、心配する必要がない。しかし、支払いさえ確保されるならば、定期払い（定期金賠償）の方が実際には合理的である。一時金で新しい仕事を始めて失敗することもない。差し引かれた中間利息5%分を投資で回復する必要もない。被害者としては、前の生活をそのまま続けていけるはずなのである。ただ、定期金賠償を実現するためには、さまざまな問題がある。

第1に、長期にわたる定期払いを確保するにはどうすればよいか。さしあたりは、国や大企業など倒産のおそれのないところに対して、被害者の希望によって、定期払いを認めていくほかはないであろう。いまの民法では、賠償金の支払い方法を直接きめていないから、被害者が希望すれば定期払いも認められると思われるし、それを認めた下級審判決も、わずかではあるが出てきている。しかし、定期払いを一般化するためには、責任保険の支払いや、一時払いで打ち切りたいという加害者側の事情も考えて、中間に支払基金のような組織を設けて、支払側はこれに一時払いをし、被害者はそこから定期払いを受けるようにする必要があるであろう。もっとも、労災保険ではすでに年金払いを認めているから、技術的には定期払いも可能である。さらに、労災の支払いと交通事故の賠償とが重なった場合の調整を考えると、交通事故についても今後、定期払いを推進していく必要があるであろう。

第2に、定期払いになると、インフレが進んだときに、年金額の引上げの是非や、その場合の金額の変更手続をどうするか。これはいままで隠されていた問題で、被害者に不利に働いていたものである。サラリーマンの昇給も考慮しろとなると、問題は一層複雑になるが、長期的に見ると、ニュージーランドの総合保障制度のように、労災などと総合して社会保障を加味した制度を考えていく必要があるのかもしれない。さらに、定期払いにすると、子が死亡した場合に、親がその子の将来の収入を一括して相続するという、いまの実務上の取扱いの不合理性が目につく。子が若くて死亡すれば、それだけの国民経済上の損失があるわけだが、それは親が取るのではなく、支払基金に払いこませて、賠償金不足の他の被害者に回すことが考えられよう。

* 東京大学教授(民法)
Professor, University of Tokyo
原稿受理 昭和54年4月19日